

いじめ防止基本方針

いじめの未然防止 いじめの早期発見 いじめの早期対応

1. はじめに

いじめ問題への対応は、学校における重要課題の一つである。その解決のため、学校が一丸となって組織的に対応しなければならない。平成25年9月28日に施行された『いじめ防止対策推進法』の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、いじめ防止等に関する基本的な方針（以下「学校の基本方針」という）を策定する。

滋賀大学教育学部附属特別支援学校では、「生きぬく力をめざして」という教育目標のもと子どもたちが、たしかに・まるやかに・たくましく成長していくことを考える。その中の「まるやか」には、仲間とのふれあいのなかで人を思いやるまるやかな子どもの姿を描いている。

教育目標を踏まえ本校では、すべての児童生徒がいじめの被害者にも加害者にもなることのないように、いじめの未然防止と早期発見、早期対応を、保護者、その他関係機関との連携に努める。また、いじめの再発防止にも努め、すべての児童生徒が、安全で安心な学校生活を送ることができるように、教師との信頼を築くとともに、特別活動、心の教育の充実を図り、児童生徒同士の信頼関係を築き自己肯定感、自己有用感を高め、「明日が楽しみな学校」をめざす。

2. いじめの定義 [いじめ防止対策推進法第2条より]

児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

3. 学校としての基本姿勢

- 全教職員が「いじめ」は命に関わる問題として捉え、事実を見逃すことなく学校が一丸となって組織的に対応する。
- 児童生徒の変化を見逃さない。
- いじめられた児童生徒の立場になって問題解決に当たる。
- 学校・家庭・地域及び関係機関と連携協力して対応に当たる。

4. いじめに対する取り組み

本校では、「明日が楽しみな学校」づくりを合い言葉に、教職員の資質向上を図ると共に、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめの早期対応について校内研修を実施し、絶えず情報交換を行い、全教職員で共通理解を図る。

(1) いじめの未然防止

○心の教育の充実

- ・全校児童生徒の一人ひとりを丁寧に見取りながら、児童生徒と教職員の信頼関係を確立させる。
- ・児童生徒の特性に合った「わかる授業」の実践を通して自己肯定感を高める。
「学習ルールの確立」「発表等の活躍の場の設定」「教え合い学び合える授業の創造」
- ・情報教育を通して、モラル意識を高める。
- ・自立活動の時間等に、SST やロールプレイ等を行い、他人の考え方や価値観を学び、相互理解、自分の思いや意見を伝える練習など人の気持ちになって考えるスキルを身につける。

○豊かな人間関係を築く集団活動の充実

- ・縦割り活動を通して、達成感、所属感、自己肯定感、自己有用感を高める授業づくりに取り組む。
「みんなの時間」「運動会」等
- ・集団の中における立場や役割を通して、友だちを認め合える授業づくりに取り組む。
「みんなの時間」「運動会」「レクリエーション」等
- ・集団における体験活動を通して、仲間づくりや思いやり、助け合いの心を育む機会とする。
「〇〇歩き」「登山合宿」「にじの家合宿」等

○地域・保護者・関係機関との連携

- ・連絡ファイル等の活用を通して保護者との連携を密にし、様々な角度から児童生徒の思いを発見する。
- ・近隣の学校園や地域社会の見守りとの連携のなかで情報交換を定期的に行う。
- ・各関係機関との連携を図り、必要に応じ協力を要請する。
「唐崎青少年育成学区民会議」「唐崎あいさつロードの日」等

(2) いじめの早期発見

- 全ての教職員が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。また、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持つ。
- ・随時、研修会を持ち、教職員の資質向上に努める。
- ・定期的（月1回）にいじめ問題対策委員会を開き、各学部の情報を共有する。
- ・定期的な教育相談の実施、懇談会等はいじめの項目を取りあげ、保護者へのアンケートを実施する。
- ・保護者との連携を密にし、学校と家庭の両面から児童生徒の変化に気づく。
- ・定期的な下校指導を行うと同時に、地域からの情報収集をすすめる。

(3) いじめの早期対応

○いじめを受けた児童生徒、保護者への対応

- ・心身に傷を負っていないか、細心の注意を持って聞き取り、観察して見極める。心身に傷を負っている場合には、医療への受診を積極的に進める。
- ・心の傷が大きい場合には、別室登校を勧め、場合によっては、しばらく自宅学習等により学校から離れて気持ちの回復を図る。
- ・スクールカウンセラー、精神科医と連携し心のケアに努める。
- ・保護者へ事実関係を正確に説明し、学校の指導方針を伝え信頼関係を築いていく。

○いじめを知らせてきた児童生徒、保護者への対応

- ・ 勇気ある行動に称賛し、詳しく聞き取りを行う。その後、嫌がらせを受けていないか、心に傷を負っていないかなどよく観察し見極める。
- ・ 心に傷を負っていると疑われる場合は、精神科受診やスクールカウンセラーとの面談を、機を見て積極的に進める。
- ・ 児童生徒の安全確保と秘密保持の徹底を図る。
- ・ 保護者へ連絡し、児童生徒の変化に注意を払ってもらうようにする。

○いじめたとされる児童生徒、保護者への対応

- ・ 事実と事情の聞き取り・確認をする。
- ・ 聞き取りができる場合は本人への聞き取り調査と、できない場合も含め状況の観察や周囲への聞き取り調査を実施する。
- ・ 行動分析の手法を参考に、原因となる因子または行動の結果に対する刺激因子を特定し、誰もが認められる行動へと変容できるよう支援内容について当該学部を中心に検討する。
- ・ いじめの原因が、自分自身の落ち着かない状態に起因するのであれば、ゆとりを持った学習活動を用意する、その場から離れてもよいことを伝える手段を持たせる、などの具体的な方策を講じる。いじめの内容が、意図的に相手を苦しめる目的である場合は、対象の児童生徒とクラスを分ける別室学習を積極的に進める。また、改善が見られないときは、医療と連携するなど、スクールカウンセラーやその他の専門家の意見を取り入れ、柔軟な対応を継続検討する。
- ・ 背景、特性の見取りを改めて行う。
- ・ 思いを受け止める。
- ・ いじめ事象が停止するまで繰り返し懇談を行う。
- ・ 家庭訪問または、来校により、顔を見て伝える。

○いじめ再発防止の取り組み

- ・ 事案に応じて、スクールカウンセラー、精神科医との連携
- ・ 事案に応じて外部関係機関との連携
- ・ 背景、善悪の判断ができるように指導
- ・ 保護者へ連絡し、背景について一緒に考えていく。その上で今後の指導体制について報告する。

5. 組織構成

○いじめ問題対策委員会の構成員

- ・ 校長（委員長） ・ 副校長 ・ 学部主事（小学部 中学部 高等部） ・ 人権教育委員長 ・ 養護教諭
- ・ 生活安全委員会（生活安全委員長 中学部生徒指導主事 高等部生徒指導主事）

（必要に応じて下記の者を加える。）

- ①学級担任
- ②スクールカウンセラー
- ③学校医
- ④保護者会会長

7. 年間計画

	いじめ問題来策委員会	職員会議・研修	全校の取り組み
4月	第1回委員会 本年度方針検討 実施計画の策定	方針確認	入学式
5月	月例集約		湖岸歩き（小） 修学旅行（中）
6月	第2回委員会 月例集約	保護者・生徒 アンケート等	みんなの時間（縦割り活動） 湖岸歩き（小）
7月	月例集約		夏体験（高）
8月	第3回委員会		
9月	月例集約		登山合宿（中）（高） 秋合宿（小）
10月	第4回委員会 月例集約		運動会
11月	月例集約		文化祭
12月	第5回委員会 月例集約		みんなの時間（縦割り活動） クリスマス会（小） 修学旅行（小）
1月	第6回委員会 月例集約		
2月	第7回委員会 年間総括		
3月	第8回委員会 来年度方針検討	年間総括	お別れ食事会（高） お別れ遠足（小）（中） 卒業式

※いじめ防止等対策委員会は、毎月の運営委員会で兼ねて行う。